

第三者への情報提供について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち被保険者等にとって利益となるもの、または健保組合等の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページ等へ掲載し同意を得ることとされていますので、加入者からの明確な反対・留保の意思表示がない場合は、「黙示による包括的な同意」が得られているものとさせていただきます。

1. 個人情報の第三者への提供(包括的合意事項)

- 1)高額療養費および付加給付は被保険者の申請に基づかず事業主を経由し自動的に支給すること。
- 2)直接支払制度を利用した際の出産一時金差額及び出産一時金付加金を、事業主経由で支給すること。
- 3)インフルエンザ費用やカフェテリアポイント等の保健事業補助金を事業主経由で支給すること。
- 4)医療費通知(ジェネリック差額通知を含む)を世帯単位で作成し、被保険者に提供すること。
- 5)対象者が被扶養者であっても、柔道整復施術や外傷負傷原因、減額査定等の通知や照会を被保険者に対して行うこと。
- 6)「資格情報のお知らせ」を世帯まとめて被保険者に提供すること。
- 7)新たに認定した被扶養者配偶者の健保サイトの仮ID、仮パスワードを被保険者を経由して配布すること。
- 8)事業主とのコラボヘルスによる保健事業において取得した被保険者に関する情報を、事業主に提供すること。
- 9)被保険者自身による申請手続き等が困難な場合、手続きに必要な情報を家族を含む介助者や事業主担当者に提供すること。

※被保険者からみた被扶養者、被扶養者からみた被保険者がそれぞれ「第三者」にあたります。

2. 第三者へ提供する個人情報の項目および手段方法

利用目的	第三者提供する個人情報の項目	提供の手段又は方法
1)、2)	記号、番号、氏名、対象者、給付種別、診療年月、法定給付額、付加給付額、支給日	電子ファイルを事業主が業務委託した事業者(CTC ビジネスサービス)に提供
3)	記号、番号、対象者、利用日、利用カテゴリ、利用ポイント数、支給額、支給日	電子ファイルを事業主が業務委託した事業者(CTC ビジネスサービス)に提供
4)	受診者氏名、診療年月又は支給期間、医療機関等名称、診療区分又は給付種別、日数、医療費総額、健保負担額、公費負担額、自己負担額、法定給付額、付加給付費額、医薬	健保サイトに掲示(ジェネリック差額通知は、該当の被保険者住所へも1年に1度郵送)

	品名(先発医薬品、後発医薬品)、医薬品額(先発医薬品、後発医薬品)、後発医薬品との差額	
5)	受診者氏名、診療(施術)年月、日数、医療機関等名称、傷病名等	被保険者へメール送信または被保険者住所へ郵送
6)	氏名、資格取得日、負担割合(70歳以上)	健保サイトに掲示
7)	被扶養者配偶者の仮ID、仮パスワード	被保険者へメール送信または被保険者住所へ郵送
8)	保健事業への参加状況、内容やアンケート回答等の詳細	事業主担当者へデータで提供
9)	適用や給付に関する申請等の手続きに必要な情報	介助者や事業主担当者へデータ等で提供

3. 第三者への提供の停止手続き

同意および保留は、被保険者等からの申出により、いつでも変更は可能です。停止を希望される場合には、下記にご連絡ください。

窓口： CTC グループ健康保険組合 個人情報保護管理担当

E-mail： kenpo-contact@ctc-g.co.jp

以 上